

## 化粧品中のホルマリン検査のご案内

ホルマリン(ホルムアルデヒド)は医薬品医療機器等法(薬機法)・化粧品基準において化粧品に配合が禁止されています。

しかし日本以外の諸外国では使用が認められていたり、ホルマリンを配合していなくても他の配合成分の経時変化によりホルマリンが微量生成し、化粧品から検出される事例も多く見られます。

当試験所では化粧品中のホルマリンの検査を実施しています。  
化粧品の安心・安全のために是非日本文化用品安全試験所をご活用ください。

### ●化粧品とは(薬機法 第2条 第3項)

「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされているもので、人体に対する作用が緩和なもの」とされています。

“薬用”化粧品は医薬部外品に分類され化粧品とは区別されます。

### ☆化粧品の例

整髪料(ヘアリキッド、スタイリング料、ヘアスプレーetc.)、養毛料(ヘアローション、ヘアトリートメントetc.)、頭皮料(頭皮用トリートメントetc.)、毛髪着色料(ヘアカラー、ヘアマニキュアetc.)、シャンプー、リンス、化粧水、化粧液、クリーム、乳液、日焼け止め、洗顔料、クレンジング、ボディソープ、ハンドソープ(手洗い用石鹸)、ファンデーション、口紅、アイシャドウ、香水、コロン、ネイルカラー、除光液、ベビーパウダー etc.

### ■ホルマリンについて

ホルマリン(ホルムアルデヒド)は粘膜に対する刺激性が強く、劇物に指定されています。

また、ホルマリンには発がん性があり日本では化粧品への配合が禁止されています。



お問い合わせはこちらまで



一般財団法人 日本文化用品安全試験所 東京事業所 化学分析センター

TEL 03-3829-2516 FAX 03-3829-2549 E-mail : kagaku-tokyo@mgsi.or.jp